

学童保育室利用の保護者 様

吉川市保育幼稚園課長

**「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」発令に伴う
学童保育室の登室自粛および一部休室について**

日頃より、本市保育行政につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、ご承知のとおり4月7日に政府から出された「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」に基づき、埼玉県が対象地域に指定されました。

この宣言を受け、吉川市新型インフルエンザ等対策本部におきまして、5月6日まで学童保育室への登室自粛を保護者の皆様へ要請するとともに、小学校5・6年生の学童保育室を休室とさせていただくこととなりました。

保護者の皆様におかれましては、緊急事態宣言の趣旨に鑑み、感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、登室自粛要請期間中に就労などで、ご自宅での保育ができない場合は、「利用届出書」の提出により、引き続き、学童保育室をご利用いただけます。

記

1 期間

令和2年4月13日（月）～5月6日（水）

※宣言期間の延長や短縮により、変更となる場合があります。

2 要請期間中の利用について（対象：1～4年生および特別支援学級の児童）

「利用届出書」を原則4月13日（月）までに各学童保育室に提出してください。

※上記期限を過ぎる場合は、保育幼稚園課（電話 982-9528）へご連絡ください。

3 利用時間

（1）平日 午後2時30分～午後6時30分（延長利用の方は午後7時）

※ 学校での受け入れを利用する児童は、午前8時30分から午後2時30分まで学校で受け入れ。

※ 直接、学童保育室を利用する児童は、保護者による送迎及び事前の健康チェックをお願いします。

（2）土曜 午前8時～午後6時30分（延長利用の方は午後7時）

※ 実施場所は変更ありません。

4 登室自粛に伴う保育料について（対象：全ての児童）

要請の期間、ご家庭での保育にご協力いただき1日以上のお欠席があった場合は、保育料は日割り計算とします。期間中の保育料は実際に登室した日数に基づき、後日ご請求させていただきます。（4月1日以降の登室状況を適用します。）

5 既に退室届を提出されている方で、期間中の利用を希望する方について（対象：1～4年生および特別支援学級の児童）

「利用届出書」の提出により、利用を再開することができます。（保育料は日割り計算とします。）

担当 吉川市保育幼稚園課

電話 048-982-9528(直通)